

政令第四百四十二号

国民年金基金令等の一部を改正する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第一百三十四条第三項、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十条、第六十二条第一項第二号、第六十八条第一項及び第六十九条並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金基金令の一部改正）

第一条 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「六万八千円」を「七万五千円」に改める。

第三十五条中「十万二千円」を「十一万二千五百円」に改める。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第二条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第一百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「次号、第三十四条の二第二号イ及び第三十六条第四号において」を「以下」に、

「五万五千円」を「六万二千円」に改め、同条第一号中「五万五千円」を「六万二千円」に、「及び第三十六条第四号」を「並びに第三十六条第四号及び第九号」に改める。

第二十七条第七号中「同項」を「法第六十二条第一項第五号」に改める。

第三十四条の二第二号イ中「その者に係る他制度掛金相当額が三万五千円を上回り、かつ、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五千円を控除した額」を「六万二千円からその者に係る他制度掛金相当額」に改め、同号ロ中「（第三十六条第五号）を「（以下この号並びに第三十六条第五号及び第十号）に、『その者に係る第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額が三万五千円を上回り、かつ、二万円から、当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額』を「六万二千円からその者に係る共済掛金相当額（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者のそれぞれについて事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。第三十六条第五号及び第十号において同じ。）」に改める。

第三十四条の二を削る。

第三十五条第二号中「まで」の下に「及び第七号から第十号まで」を加える。

第三十六条第一号中「六万八千円」を「七万五千円」に改め、同条第二号中「二万三千円」を「六万二千円」に改め、同条第三号中「二万円（事業主掛金の拠出に係る月であつて、当該事業主掛金の額が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該事業主掛金の額から三万五千円を控除した）」を「六万二千円（事業主掛金の拠出に係る月にあつては、六万一千円から当該事業主掛金の）」に改め、同条第四号中「二万円〔を「六万一千円から〕」に、「が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」を「を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」に改め、同条第五号中「二万円〔を「六万一千円から〕」に、「（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者のそれぞれについて事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。）が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」を「を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」に改め、同条に次の

四号を加える。

七 法第六十二条第四項第一号に規定する第五号加入者（次号から第十号までにおいて「第五号加入者」という。）であつて、次号から第十号までに掲げる者以外のもの 六万二千円

八 第五号加入者であつて、企業型年金加入者であるもの（次号に掲げる者を除く。） 六万二千円
(事業主掛金の拠出に係る月にあつては、六万二千円から当該事業主掛金の額を控除した額)

九 第五号加入者であつて、他制度加入者であるもの 六万二千円から他制度掛金相当額（その者が企業型年金加入者である場合において、事業主掛金の拠出に係る月にあつては、当該事業主掛金をえた額）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

十 第五号加入者であつて、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの 六万二千円から共済掛金相当額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

第三十六条の二第一項及び第二項中「第五号まで」の下に「及び第七号から第十号まで」を加える。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表第十一条第一号の項及び第十一条第二号の項中「五万五千円」を「六万一千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（以下「令和七年改正法」という。）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（令和七年改正法第五十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定並びに令和七年改正法第二十九条中確定拠出年金法第八条第一項、第五十四条の二第一項、第六十二条、第六十四条、第六十九条、第七十条第二項、第七十一条及び第七十四条の二第一項の改正規定並びに令和七年改正法附則第三十三条の規定に限る。）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の日前の国民年金法第百三十四条第二項の年金の額の計算の基礎となる各月に係る同条第一項の掛金の額の上限については、第一条の規定による改正後の国民年金基金令第三十四条及び第三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴い、個人型年金加入者の新たな種別の拠出の方法を定めるとともに、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、国民年金基金等の掛金の額の上限の引上げを行う等の必要があるからである。